

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人県西会（以下「この法人」又は「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、常勤の理事を選任する場合に評議員会において常勤の理事に対する報酬等の支給の基準を定め、その基準に従って算定した額とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等及び費用の額は別紙（報酬等及び費用の額）に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、常勤の理事を選任する場合に、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあ

っては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別紙(報酬等及び費用の額)に定めるところに従い旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月20日より施行する。

別紙（報酬等及び費用の額）

(1) 理事会及び評議員会の出席報酬等

(ア) 理事及び監事が理事会又は評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償額を支払う。同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、(2) 記載の報酬及び費用弁償額はこれを支払わないものとする。

報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
10,000円	5,000円

(イ) 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償額を支払う。各評議員に対して各年度に支払う額は定款第8条に記載の金額を超えないものとする。

報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
10,000円	5,000円

(ウ) 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合には、その実費を支払う。

(2) 役員勤務報酬等

(ア) 理事長又は業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長又は業務執行理事として法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、上記(1)(ア)に記載する額と同額の報酬及び費用弁償額を支払う。

(イ) 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて理事として法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、上記(1)(ア)に記載する額と同額の報酬及び費用弁償額を支払う。

(ウ) 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監事として法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、上記(1)(ア)に記載する額と同額の報酬及び費用弁償額を支払う。

(エ) 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合には、その実費を支払う。

(3) 出張旅費

(ア) 役員又は評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び宿泊費等を支給する。

報酬 (日額)	宿泊費 (日額)	そ の 他
10,000円	10,000円	実 費

(イ) 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

(ウ) 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(エ) 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

(4) 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。